

ピブーン政権期（1938～44 年）における服装政策

ピヤワン アサワラシャン*

The Policy of Dress Change during the Phibul Administration (1938-44)

Piyawan ASAWARACHAN*

The purpose of this paper is to study Thai nationalism through the dress-change policy during the Phibul administration. The paper focuses on the questions of what policies were adopted by the administration.

Examining women's dress changes during this period, Suwadi [1993] and Kano [1994] describe how Phibul asked—sometimes even forced—Thai people to dress in Western style. This study found that what was changed was not only the style of dress, but also the underlying concept of wearing Western clothes, in which time, place, and occasion were taken into account.

Moreover, the Phibul administration employed its dress-change policy as a means of political maneuvering. This was reflected in at least three historical incidents. Following Thailand's success in repealing extraterritorial rights in 1939, the administration changed the way Thai people dress in order to project the image that Thailand was a civilized nation. Recognizing the opportunity to conquer Indochina, then weakened by the aftermath of World War II, the administration urgently put the plan into practice by presenting to the people of Indochina a Thai civilization that was on a par with that of the Europeans. Lastly, during the Japanese invasion, the administration took legal action to force Thai citizens to dress in Western style as a means to express its resistance against Japanese culture.

1. は じ め に

国民国家形成過程の中で、服装は重要な役割を果たしてきた。インドでマハトマ・ガンディーが着用していた手織ぎ綿布の農民服は、その例として挙げられる [杉本 2003: 298-301]。タイでもタイ国の国民国家形成とともに、領域内の人々の服装にも変化があった。本稿の目的は、タイにおける服装の変遷が、国民国家の形成とどのように関連していたかを検

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科, Graduate School of Asian and African Area Studies, Kyoto University

2006 年 7 月 31 日受付, 2006 年 11 月 7 日受理

討することである。

タイ国民国家の形成の中で、ネーション・イデオロギーの普及が強く図られた時期は、ラーマ 6 世時代（1910～25 年）とピブーン政権期（1938～44 年）であった。中でもピブーン政権期のナショナリズムは、階層を越え、またタイ領域全域に広く影響を与えた。本稿はこの時期を主たる検討対象とする。

ピブーン政権期のナショナリズムに関する研究は多いが、特に服装を扱った研究としては、Suwadi[1993] と、加納 [1994] の研究が挙げられる。スワディーは、ピブーン政権の服装変更政策の実施とそれに対する社会の反応を受け入れる側の女性を上・中層階級と下層階級に分けて考察している。ピブーン政権は男女問わず国民の服装を洋装化し、特に女性を「国の花」とする立場から、すべての女性に美しく装うことを奨励した。しかし、浸透したのは上層の女性に限られ、家族に対する経済的貢献を期待された下層階級の女性は、「国の花」のイデオロギーに対応する余裕がなかったとのみ論じている。

他方、加納 [1994] はピブーン政権の服装政策とその実施に着目し、首都バンコクに住む上層階級の女性を中心に世代層にも着目しつつ、「政権側」による服装解釈と「非政権側」による服装解釈の違いを考察した。政権側、つまりピブーン政権は、チョンカベン¹⁾ とサバイ²⁾ を非「文化」的、西洋式スカートや帽子を「文化」的としてその普及を進めた。しかし、反ピブーン政権的立場の作家の文学的テキスト内の服装叙述の分析からは、老年層の人々はその政策に積極的意義を見出そうとせず、また若年層はピブーン政権からではなく、「流行」に従って「世界共通服」やパートウン³⁾ に転換している様子がうかがわれると論じた。

しかし、なぜピブーン政権が国民の服装変更を企図したか、その政策の背後にある服装をめぐる議論やイデオロギーはいずれの研究においてもまだ明確に説明されていない。スワディーの論は、チョンカベンが後進的で、西洋より劣っている象徴だと当時の政府が考え、服装変更を実施したと指摘したに留まる。しかし、西洋に対する後進という動機だけならば、既に 19 世紀後半から存在しており、その特定の政策を説明するには十分ではないと思われる。ピブーン政権期のように国内外の政治的動静に敏感な時期、つまり、立憲君主制度成立直後の時期でまだ政権が不安定であり、国民意識も浸透せず、更に戦時下において布など品不足が深刻であるといった状態下で、服装変更政策を実施したことを鑑みれば、時代の状況に即した為政者の意図や目的をより具体的に探る必要があると考える。このことに関連して、村嶋はピブーン政権の文化政策を取り上げて、同政策は、失地回復による大国化および日本軍からの民族防

1) 伝統的な男女の下半身の服装。長い布を腰に巻き、下の方を股下から後ろへ引き上げ、布の先を腰に差込むという着用方法で、前からみると半ズボンのように見える。

2) 女性の上半身の服装。胸を覆う布。

3) 女性の下半身の服装。腰巻。

衛と密接に関係していると指摘した [村嶋 2002: 267]。確かに服装政策もこの文化政策の一部であるが、果たして村嶋により示唆されるように失地回復、日本軍に対する民族防衛という二つのできごととは服装政策にとって本当に重要性をもったのであろうか。筆者は村嶋が利用した政府の布告とは別の内閣会議（以下は閣議と略する）議事録史料に基づき、文化政策の一環として国民の服装を変更した政府の意図を再検討する。閣議議事録は政策制定前の為政者達の考えを記録した史料であり、この資料を検討することにより、服装変更と実施の意図について為政者達の真意をより詳細に把握できるものとする。

以下次節でまず、ピブーン政権の政策を検討する背景として、ピブーン政権による服装変更政策実施以前（立憲革命の 1932～38 年）のタイ社会における服装と人々の服装変化に対する反応を明らかにする。そして第 3 節では、ピブーン政権期における服装政策とその実施過程における変化を、特に政策の要とされる「ラッタニヨム 10 号」の公布および失地回復と日本軍の進駐という時事に着目し、(1) ピブーン政権初期における政策と議論（1939～40 年）、(2) 服装に関するラッタニヨム 10 号の公布と失地回復運動（1941 年）、(3) 日本軍進駐と服装政策の厳密化、に分けて時代順に検討する。

2. ピブーン政権以前の服装をめぐる諸相

2.1 政府の服装変更政策実施以前の服装状態

立憲革命（1932 年 6 月）からピブーン政権の服装変更政策実施以前（1939 年）、人々はどうのような服装を着用していたのだろうか。「タイ（Thai）族」は男性も女性も下半身に「伝統的」な服装であるチョンカベーンを穿いていた。ラーマ 5 世時代（在位 1869～1910 年）、西洋文化の影響を受け、ズボンを穿いたエリート達の写真が残されているが、主たる男性の服装はチョンカベーンであった。ラーマ 6 世（在位 1910～25 年）の時代には、若い男性の間に中国式の絹ズボンが流行した。女性の方は、ラーマ 5 世時代には、やはりチョンカベーンが主な服装だったが、西洋の男女区別のイデオロギーの影響を受けたラーマ 6 世はチョンカベーンの代わりにパートウンという腰巻を奨励した。⁴⁾ ピブーン政権以前の服装は、このような服装変容の流れによって、「伝統的」な服装を着用する人もいるし、西洋の影響を受けた服装をする人もいるなど、多様な様相を示していた。

また、1938～40 年の新聞広告には、たとえば、服、布、帽子、香水、髪油などの嗜好品や、冷蔵庫などの電化製品等、外国からの輸入品が多くみられる。中でも注目すべきは、広告に登場する女性と男性が、流行のドレス、スカート、ズボンなど西洋式の服を着用している点である。新聞広告の対象は、経済力があり、新聞を読むことができる人々だと考えられる。従っ

4) この背景については本稿の範囲を越えるので別稿で改めて論じたい。

て、この点からも上流階級と知識人、商人、公務員などの中流階級にとって、男女を問わず西洋式の服が日常化していったということが推測できる。更に、当時のエリート達の写真からも、西洋式の服装をする人が多かったことがみてとれる。少なくともエリート層の人々においては、政府の服装変更政策が実行される以前から、西洋服を着用していたといえる。

加えてタイ社会には、モン族やラオ族など多様な民族が存在し、仏教やイスラム教など宗教的にも多様であることを忘れてはならないだろう。彼ら／彼女らは自らの民族や宗教的慣習に従いタイ族とは異なる服装を着用する。たとえば、ラオ族の女性はチョンカベーンを着用せず、パートウンを穿き、ムスリムの男性はサロンを穿いた。

従って、ピブーン政権が服装政策を実施する以前からタイ社会において、多様な服装が存在していたといえる。たとえば、男性は西洋服のシャツやズボン等、中国式の絹ズボン、タイ式のチョンカベーン等、また女性は西洋のスカート、タイ式チョンカベーン、ラオ式のパートウンなどである。民族や階級や経済的なレベルや本人の好みに応じて、さまざまな服装が着用されていた。

2.2 国民の服装に対する意見表明

1932 年 6 月 24 日、中級、下級の軍人と文民官僚からなる人民党がクーデターを起こし、絶対王政から立憲君主制へと体制が移行した。この変化を国の進歩とみなした人々は、政治体制のみならず、国の文化も改善するべきだと考えた [Nakharin 2003: 221]。服装もその一つだった。

革命後まもない 1932 年 7 月以降、新政府に提出された国民からの意見書⁵⁾の中に、服装に関するものが現れた。その内容は、当時、服装については特に明言していなかった政府に対して、チョンカベーンをズボンに変更してほしいと要請するものであった。その変更理由としては、パームアン（官吏のチョンカベーン）は、1) 高価であり、輸入ものであるため国の経済に不利であること、2) 不格好で、仕事用には向かないこと、そして、3) 洗濯やアイロンなど、手入れのために時間がかかるが、ズボンならその時間が節約できるという点が指摘された [NA.SR.0201.25/16, NA.SR.0201.25/18, NA.SR.0201.25/276, NA.SR.0201.25/313, NA.SR.0201.25/393, NA.SR.0201.25/401]。

新政権内でこれらの意見書に対してどのような議論があったかは明確ではないが、1932 年 8 月、公務員の勤務中のズボン着用を政府が許可したことをプラチャーチャート紙が報じ、大ニュースになった。その結果、パームアンを使用していた文官は、武官のように西洋式のズボ

5) 絶対王政下、生活上の困苦などの個人的な問題がある国民は、国王に直訴状を奏上することができた。しかし、1930 年頃、個人的な問題を訴えるのではなく、国の問題の打開策について意見を奏上する直訴状が出現した。1932 年の革命後は、新しい政治制度に賛成し、人民党を応援するという名目で、国の開発に関して述べた意見書が多い。

ンを着用できるようになった。しかし、その後も服装に関する意見書の提出が続いた。今度はチョンカベーンを禁じ、ズボン着用で統一してほしいという意見であった。即ち、政府のズボン着用許可以降、引き続きチョンカベーンを着用する者もいるし、ズボンを着用する者もいた。こうした様子は意見書を提出した人々にとって、無秩序、不揃いとみなされたのである。また、ノンカーイ県知事からの意見書では、ノンカーイのように国境を越えてフランス人の往来の多いところでは、「公務員の制服が無秩序なのは外国人にも国民にも恥ずかしい。また、西洋式のズボンやシャツを着用するのは恥ずかしいことではなく、時代に合うことだ」という考えも示された [NA.SR.0201.25/383]。

服装を変更すべき理由として挙げられた点の中で、特に興味深いのは、首相に送られた「コンタイ（タイ人）」という匿名を使った 1939 年 8 月 22 日付けの意見書である。その内容は次のようなものであった。

最近、タイ人はズボンを着用すべきか、チョンカベーンを着用すべきかをめぐり議論している。（略）我々がクメールを経由してインド（Khæk）から受け入れたチョンカベーンは、遅くともスコタイ時代末のものである。（略）

ズボンは中国、北ビルマ、ベトナムにいる我らタイ人が着用している。現在、地方に住んでいるタイ人も、稲作をする時、牛車に乗る時、舟を艀でこぐ時など、どこでも一般に着用している。（略）どの階級でも似合い、大変適切だといえる。

（略）地位が高い人の場合は、公務員用のシャツを使用し、靴下と靴も着用しても良い。このような形にしたら、世界共用の形に早く達することができる。チョンカベーンの使用を復活させないほうがいい。元の慣習に反する上に、南部のパッターニー等タイの中でも使用できない地域があるからである。女性には伝統通りのパートウンを着用させる。しかし、上流階級の集会に参加する時や外国に行く時などには、スカートを着用しても良い。また、美人コンテストではパーラーイ⁶⁾の着用をやめよう [NA.ST.0701.29/1]。[傍点部は筆者による強調]

ここで「コンタイ」氏は、チョンカベーンはタイ元来の服装の慣習ではないと主張し、また本来タイ族の故地とみなされた中国西南部、ビルマ、ベトナムにおいてタイ族が着用しているという点を挙げて、ズボンやスカートの着用を正当化している。この意見書は無任所相ルワン・ウィットワタカーンに転送され、それに対して同大臣も、ズボンはタイの元来の服装だと賛意を示したが、なお、チョンカベーンを着用しても良いと回答している [NA.

6) 女性のチョンカベーンの布。

ST.0701.29/1].

以上の意見書が示唆することは、服装の変更は、政府より先に国民の側から求められたということである。そこでは、男性の服はズボンに、女性服はパートゥンかスカートに変更したいと主張されていた。男女共に、階層や民族、宗教の違いに応じて多様な服装が存在する中で、服装を国家の進歩と結び付けて考える人々が生まれ、タイ人の服を洋服に変更するべきだと広く社会的に議論されはじめていった。

3. ピブーン政権期の服装変更政策

1938 年 12 月 16 日にピブーンは首相に就任した。ピブーン政権期の服装変更政策は、その契機、遂行状況によって、「ラッタニヨム」10 号の公布以前、「ラッタニヨム」10 号の公布、日本軍進駐期の三つの時期に大別されると考えられる。本節では、各時期の特徴を時代の順に検討していきたい。

3.1 ピブーン政権期最初期の服装変更政策

ピブーン政権期では、それまで人々が議論していたタイ人の服装のありようを、為政者がとりあげ、国民の服装変更を政策として実施しようと考えたようになった。ピブーン政権期初期(1939 年頃)における国民服装に対する為政者達の考えは、閣議議事録に記録されている。中でも核となったのが、服装も含む文化を「改善」するための「ラッタニヨム」政策である。しかし、服装変更政策は議論されたものの、幾つかの理由から実施には至らなかった。以下、その議論の過程を示す。

1938 年 12 月 16 日に首相に就任したピブーンは国家建設政策の一環として国民の文化を「改善」する必要があると考えた。ピブーンが改善すべきと考えた国民の文化とは、「タイ人の乱れた服装」と「切符売り場で順番に列に並ばないなどの不行儀」であった。このことについてピブーン首相は次のような発言をしている。

このような無秩序〔乱れた服装と不行儀〕は、タイが発展していない、道徳のない国であり、完全な独立国 (*chat thi mi ekkarat sombun*) として相応しくない外国人にいわれてしまう。これを改善しないとタイ国民と国家の衰退がもたらされる。そこで、この不行儀を改善するため、ラッタニヨムなどで説得した方がよいと思われる [Banthuek Kanprachum Khana Ratthamontri (以下 BKKR と略) 11/1939].

1939 年に治外法権撤廃⁷⁾に成功し、タイを「完全な独立国」だと考えるピブーン首相にとって、不適切な服装は耐えがたいものであった。「ラッタニヨム」⁸⁾は、「完全な独立国」に相応しい国民を作るため、タイ人の服装と性格を改善したいという首相の強い動機によって制定さ

れたといえるだろう。

「ラッタニヨム」は、ピブーン政権下で作られた新しい言葉である。ルワン・ウィチットワータカーンが書いた『ラッタニヨムの解説書』によれば、この言葉は、新しい政治制度ができたタイにおいて、国民も新制度に相応しい「風格」(*khunnalaksana*) をもたせることの必要性に基づくものだった [BKCR 23/1939]。新造語であったため、人々がその意味を簡単に理解できるよう、ルワン・ウィチットワータカーンは、過去に存在した「プララーチャニヨム (国王信条)」に比し、プララーチャニヨムは国王のみによる決議だが、新造語であるラッタニヨムは「世論」(*mati mahachon*) であり、「国の慣習」(*prapheniniyom pracham chat*) だと説明した。

1939 年 6 月ラッタニヨム草案の起草と実施のため、ピブーン政権はラッタニヨム委員会を設立した。そして、同委員会によるタイ人の服装制定に関する議論の内容は、8 月 1 日付け「スパーブルット」紙上で大ニュースとして報じられた。同紙記者の調査によると、委員会は、実際に人々が日常的に着ている服装に合わせて解釈すれば、「世界共通の服」と伝統的な慣習に則った服である「チョンカペーン」の二つをタイ人の服装とすることが可能であるとした、と述べている。また、同記事によれば、服装に関するラッタニヨムの主な目的は、サロンや浴布の着用および裸の上半身姿を禁止するためであった [NA.SB.9.2.1 Vol. 2]。

また、閣議で大臣達はタイ人の服装に関して度々議論していた。たとえば 1939 年 1 月 24 日の閣議では、人力車の運転手の服装はだらしく不潔なので、これを外国人にみられることはタイ人にとって恥だという問題が議題として取り上げられた。また、8 月 21 日に閣議で教育大臣ルワン・シントゥソンクラームチャイは、現在、官吏が着用している「世界共通の服」(洋服) がまだ不揃い (*mai pen rabiap*) だと発言した [BKCR 42/1939]。つまり、色が派手なシャツ、マフラーなどの着こなしが良くないという意味である。そこで、彼は、時と場所に合わせた服装に関する規則を規定すべきだと提案した。

総じて、政府はタイ国民の自由で多様な服装が、無礼で (*mai suphap*) だらしく (*mai riaproi*) 不揃い (*mai pen rabiap*) で、外国人に対して恥ずべきものであると感じ、規則を定

7) 1855 年イギリスとシャムが締結したボウリング条約により、イギリスはシャムにおける治外法権、シャムのすべての港での交易権、バンコク並びにその周辺地域に居住する権利、船幅税を廃止する代わりに、一律 3% の関税権を獲得していた。

8) 1939 年から 42 年にかけて、全部で 12 号のラッタニヨムが公布された。その内容は以下の通りである。第 1 号は国名をサヤームからタイに変更すること。第 2 号は国のためにタイ人は国家の不利や危険と思われる行為をしないこと。第 3 号は国民を民族で分けて呼ぶのを禁止し、タイ人と統一して呼ぶこと。第 4 号は国旗、国歌、国王賛歌に敬意を表すること。第 5 号は国産のものを消費すること。第 6 号は国名の変更に伴い、国歌も変えること。第 7 号はタイ人が一生懸命働いて、国作りに努力すること。第 8 号は国名の変更に従い、国王賛歌の歌詞をサヤームからタイに変えること。第 9 号はタイ語を大事にすること。第 10 号は常に相応しい服装をすること。第 11 号はタイ人の日常生活について。第 12 号は子ども、高齢者、障害者の面倒をみること。

める必要があると考えていた。

しかし、服装改善を目的としてラッタニヨムを規定し、「改善」する意志はありながらも、ピブーン首相は、政権の初期、服装改善を政策として真剣に実行していなかったようにみえる。たとえば、1939 年 8 月 2 日に閣議では、「タイ国民の服装」(*kan taengkai khong prachachon chao thai*) と「すべての『タイ人』に対して『タイ』という言葉を使う」という布告を、ラッタニヨム 3 号と 4 号として公布することを検討していたが、その過程でピブーン首相は、服装に関するラッタニヨムよりも「国旗に敬意を表すこと」を先に公布した方がよいとの意見を提出した。その結果、国民の服装に関しては、宣伝局を通じて宣伝することとなり、ラッタニヨムとして公布するのは延期された [BKRR 34/1939]。この理由として服装変更よりも国旗等への取り組みが重要であり、服装変更については性急に実行するものではないというピブーンの考えが反映されたからと思われる。

服装に関するラッタニヨムの公布が遅れたもう一つの理由は、第二次世界大戦が勃発し、外国からの輸入品が不足する可能性があったからである。そこで、諸製品を国内生産することにより経済的に自立できるかどうかは 1939 年 9 月 4 日、閣議にて議論されることとなった。その議論の中で、ピブーン首相は「服装に関するラッタニヨム 10 号の公布を考えたのは、きちんとした服装をさせ、上半身裸でいることを禁ずるためであるが、しばらく公布を延期しなければならない。というのは、現在は経済的自立を促し、国民にタイ製品の使用を奨励する時であり、このような時に端正な服装を指示することは不適切である」[BKRR 48/1939] と述べた。ここでは、物資不足の状況を考え、服装変更政策実施を延期している。このことは、後の同様に物資不足となった日本軍進駐期の政策とは異なるが、詳しくは後述する。

3.2 ラッタニヨム 10 号の服装変更の実施

ピブーン政権期に治外法権撤廃が実現し、タイは完全なる独立国となったとみなした政府は、外国人に対して恥とならぬよう、国民の服装を「改善」する意志を示した。しかし、国民統合に向けて、服装よりも他の施策が必要と考えられ、また戦争による輸入品の不足状態に依拠することなどが優先されたため、結局、服装変更政策は正式に実施されるに至らなかった。これが変化するのは、次に示す失地回復運動を契機としたラッタニヨム 10 号の制定である。

1939 年半ば、ヨーロッパにおいて第二次世界大戦が激化し、仏領インドシナを統治していたフランスの権力が弱体化した。ピブーン首相は、8 月 21 日と 28 日の閣議にて、仏領インドシナを獲得するか否かを繰り返し議論した [BKRR 22/1939, 23/1939]。1939 年 10 月、フランスはタイに不可侵条約の締結を申し入れ [BKRR 61/1939]、タイ政府はフランスに国境の再確定を要求したが、フランスはタイ政府の要求を拒否した。結局、1940 年 10 月には失地回復を求める国民的なデモが実施されるに至った。⁹⁾ そして同月 16 日の閣議で行った失地回復に関するスピーチの中で、ピブーン首相は、服装とエチケットの改善について言及し、

「今後、失地回復によってタイは大国（*pen yai*）になるから、サロンを穿くことなどできない、服装やエチケットを国の威信に相応しいものとしなければならない」と述べた [BKKR 30/1940]。それより前の 8 月 21 と 28 日には、仏領インドシナにおいて増税となれば、「（メコン川の）向こう側の人はこちらに来たいし、私達も来て欲しい [BKKR 22/1940]」、「私達（タイ人とラオス人）は兄弟だから一緒にいるべきだ」という広告が撒かれた [BKKR 23/1940]」等の発言を行っている。これらのことから、ピブーン首相は仏領インドシナの被植民地の人々を意識して、タイの文化はフランスと肩を並べるほど高いことを表したかったと考えられる。

そのことは、1941 年 1 月 15 日、タイ政府が失地回復のためにフランスと戦っていた最中に、ラッタニヨム 10 号を公布したことから明らかである。ラッタニヨム 10 号の主たる内容は、タイ国民の公共の場における、端正な服装着用に関するものである。タイ人にとってきちんとした服装とは「世界共通の服装」と「伝統的な服装」と規定した。ここで注目すべきは、異なる二つの服装が新たに明記され、二つが並列されている点である。このことはタイの服装慣習と西洋の慣習を同等に並べ、共に適切な服装とすることでタイと西洋が同列であることを示そうとしたものと思われる。

その後、1941 年 3 月 14 日にフランスとの間で調停条項が仮調印され、タイは一部失地回復に成功した。その同日、政府により「タイ女性同胞への総理大臣の要請の辞」が公告され、ピブーン首相は仏領インドシナとの国境線の改定に成功したことの喜びを表し、タイ女性に対して「文明国」に相応しい「文明人」の服装に変更するよう要請した。ここで政府が女性に求めた服装とは、長髪を勧め、かつ上半身裸のままや胸巻の布を使用することを止めてシャツを着用し、下半身にはパートウンを着用するというものであった [Samnak Nayok Ratthamontri (以下 SNR と略) 1941: 118]。

2 日後の 1941 年 3 月 16 日の閣議では、タイ国民の服装について議論され、その中で、中国式のズボンは公務員が着用することはできないが、一般の国民ならば着用しても良いという意見に対し、階級差別になるという理由を以て反対意見が出された。一方、国民の服装と各職業の服装を規定するべきであるという意見に対しては、良い考えであるという意見も出されたが、どのような服装にすべきかという点については、結論には至らなかった。結局、ピブーン首相は「タイ人の服装はまだ無秩序なままであり、時代に合う同一の様式の服装を着用させるべきだ」と述べ、クン・サマーハーン¹⁰⁾ に在宅時、外出時、仕事をする時などの服装に関する草案の作成を命じた [BKKR 18/1941]。

9) タイ学士院会員であったウィシットウォンの回想録によると、学生の時、教室の中に失地を示した地図が掛けられ、授業で先生は不公平にも領土を失ったことを教えたという [Wichitwong 1979]。

10) 1941 年 3 月当時は無任所大臣。同年 9 月 26 日、内務副大臣に就任した。

政府はタイ国民の服装を統一し、服装による階級区別をなくそうと考えていた。しかし、服装を統一するとはいえ皆が画一的な服装を着用するのではなく、男女の区別や、階級にかわって職業の区別を明確にしようという意図があった。

たとえば、男性には「チョンカペーンや中国式のズボンをやめ、ズボンを着用する」ことを奨励し、政府はその理由として「皆の平等」と「仕事の効率」を挙げ、皆がズボンを着用することになれば、平等を表現し、動きやすいため仕事をする際に便利だと説明した [NA. ST.0701.29/13]。

1941 年 4 月 13 日、ピブーン首相は再びタイ女性に対して服装変更を要請した。それは「服装に関する懇願の辞に従い行動するすべてのタイ女性に対する総理大臣閣下の呼びかけ」と称する公告で、「タイ女性全員、全階級・全年齢層で協力し、各人パートゥンを着用するよう」希望が表明された。タイ女性各人が首相の要請に従って団結して行動することは、国家の迅速な進歩に繋がる重要な要因であると説明された [Plaek 1941: 1093]。女性の服装変更は「文明国」を表象するためだけではなく、国の団結を示す国民統合のシンボルという目的でもあった。

更に政府は、女性に対するシャツとパートゥンの着用に加えて、すべてのタイ人、特に女性に対して帽子の着用も要請した。1941 年 6 月 17 日のプラチャーチャート新聞によれば、6 月 19 日に東京において「タイとインドシナとの和平条約」を締結する際に、ピブーン首相は、全国の女性が帽子を着用することを望むと明らかにした [The Nation, June 17, 1941: 1]。そして同月、この要求に応じて、教育省は帽子を女子学生の制服に制定した。

更に政府は、発展しつつあるタイ国に相応しいより包括的な女性の服装規則を設けるべきだと考え、1941 年 7 月に「女性の服装規則を設置する委員会」を設立した。後日、同委員会により制定された女性の服装規則は、同年 8 月 27 日に「総理府告示——女性の服装規則の件」として公布された。この服装規則により、タイ女性の服装は、機会と場所に従って分けられることになった。即ち (1)「王宮内の式典用」、(2)「王宮外の式典用」、(3)「平服」の三つの分類が制定され、更に、「王宮内の式典用」と「王宮外の式典用」には、「正装」、「半正装」、「常装」の三種類に細分された。各服装の種類に関しては、次のような解説がなされた。

即ち、「正装」、「半正装」、「常装」は式典用で、上流階級の女性を対象とした。その区別は、勳章などのアクセサリーの有無によったが、共に足首までの長さのパーシン（パートゥンと同じ）、シャツ、絹の長靴下、ハイヒール、帽子、手袋を着用することは共通していた。一方、一般の女性に関係が深い「平服」については、同布告は次のように指示した。

- (1) 服装に合わせた帽子。しかし、午後 6 時以降は帽子を着用してもしなくてもよい。
- (2) タイ式の服装（ブラウスとパートゥンの着用という意味）。

- (3) ヒールの靴、サンダル、寝室用のスリッパ、および木製の靴は禁止する。
- (4) 靴下については、着用してもしなくてもよい。
- (5) 手袋 [SNR 1941: 73-79].

こうして、公共の場におけるタイ女性の服装が正式に定められた。また、この布告と同日、ピブーン政権は「総理府告示——喪服の件」を公布した。同告示により、男性の喪服は制服またはラッタニヨムに従った服装とされ、具体的には白色のシャツ、白色の長ズボン（折り襟の上衣の場合は白色のシャツ、黒色のネクタイ）とされた。一方女性の場合は、ラッタニヨムに従った服装で、すべて黒色と定められた [SNR 1941: 103]。それまで、タイの習慣では、どのような服でも葬式には参列可能であったが、この時から黒い服を喪服として着用するようになった。こうした変化は、政府が機会（occasion）に合わせて服装を決めたことに由来する。

この他、1941 年 11 月 13 日には総理府に勤務する女性公務員の制服も規定された。それまで女性の公務員には制服がなかったが、この日から白色のシャツ、黒や紺色のパートウン、帽子、靴を制服として着用しなければならなくなった。また、ピブーン首相はこの服装の導入は、適切で（見た目が）秩序だっていると述べ、その後、他の省、庁、部に女性公務員の制服規定の作成も命令した。

3.3 日本軍進駐期の服装変更政策

ピブーン政権は仏領インドシナにおいてフランスの力が弱体化した機会に、フランスに代わりその植民地の統治を行うことを目指した。そして植民地の人々に対してタイが文明国であることを示すため、ラッタニヨム 10 号の導入を中心として、服装とその「着用概念」¹¹⁾の両側面から、「整った秩序ある服装」に向けてタイ国民の服装「改善」を図っていった。そして、こうした服装に関する政策は、その後日本軍がタイに進駐するようになると更に厳密になっていく。

3.2 に述べたラッタニヨムは「世論」であって法律ではないとされていたが、これに先立ち 1940 年 10 月 15 日に、「仏暦 2483 年〔西暦 1940 年〕国民文化育成法」と「仏暦 2484 年〔西暦 1941 年〕タイ国民が従うべき文化規定勅語」が公布されていたため、これらの法と勅語により、政府の指示どおりの服装を着用しない者は逮捕されるか、または 12 バーツ以下の罰金を科せられることになっていた。このため、ラッタニヨムに従った服装を着用しない人が逮捕されるという事件も発生していた。

これらの事件を受けて、1941 年 10 月 1 日には、「仏暦 2484 年〔1941 年〕タイ国民が従

11) “Naeokit nai kantaengkai” 日本語訳は筆者による造語。服装の着用法ではなく、機会、場所、時間などに合わせてどのような服装を着用するかということ。

うべき文化規定勅語」が公布されて以降、政府が貧しい人々を特に厳しく罰するというデマを流す扇動者がいることが閣議で議論された。ピブーン首相の意見によれば、扇動者は二グループに分けられ、一つは外国人で国内混乱を起こそうとする人々、もう一つは政府の権力を奪取しようとするタイ人であった。そこで 10 月 16 日、「総理大臣書簡——国民文化の育成の重要性」がピブーン首相から各省に送付された [NA.ST.0701.29/15]。また、この書簡の内容はラジオでも報道され、更に宣伝局の雑誌「カーウコーサナーカーン」にも掲載された。この書簡でピブーン首相は、政府の服装「改善」は国の発展にとって無意味という反体制側の意見を批判し、政府の考えに従い服装を改める利点を挙げた。そこには次のように書かれている。

国民が、政府の公布どおりの服装を着用すれば、タイ国民が政府に従うということを世界に示し、我々の国が一致団結しているというメッセージになる。(略) タイ国民が政府の指示どおりの服装を実行すれば、国の独立を守る一つの方策となる。(というのは) 野蛮な服装をしていれば、外国の人は我々を軽蔑し、文明化のために介入してくるかもしれないし、また、我々も文明国の人々と付き合いにくくなる。またもし、我々が野蛮人と同様の服装を着用すれば、外国人に見られた際、彼らの軽蔑の対象となり、文明化という口実を以て服装の改善を強制させられることになるだろう [NA.ST.0701.29/15]。

更に、政府が服装変更政策を厳しく施行することに関して、ピブーン首相は世界状況において、タイ人が政府の奨励や指導に賛成し、自発的に行動するようになるまで待つことはできないといい、自分の厳しい政策を主張した。

上記の「世界状況」とは日本軍の南進状況を指していると思われる。1941 年 12 月 8 日に、日本軍はタイに進駐した。戦時下のタイでは、直に物資、特に外国から輸入していた石油、機械などの不足状態が深刻化した。布や服も外国から輸入しており、その例外ではなかった。しかし、同様に布の不足状態であったにもかかわらず、以前に布不足を理由として「ラッタニヨム 10 号」の公布が延長された時とは異なり、ピブーン政権は、より厳密に服装変更政策を実行し続けていった。

1942 年 1 月 25 日にタイが米英両国に宣戦布告した直後の同月 27 日に発行された「総理大臣の要請書簡」[NA.SR.0201.10/50] によって、ピブーン首相は「戦争中は礼儀正しい服装をしなくてもよいとは考えず、逆に戦争中であるが故に、更に規律と秩序を厳守しなければならない。皆は常に秩序ある服装をしなければならない。公式の場や公道上では上半身裸の姿を現さず、シャツ、帽子、靴を規則通りに着用しなければならない」と述べた。また、女性に対しては、帽子着用を厳重に注意した。更に 6 月 24 日、「建国記念日」(*wan chat*) の首相のスピーチにおいても、シャツと帽子と靴を着用しない者は「野蛮人」(*kon pathuean*) とみなさ

れるため、他の国民に軽蔑されぬよう、皆きちんとした服装をしなければならないと再び強調した。

戦争中にもかかわらず、政府は国民に対してラッタニヨムどおりの服装を着用するよう要求し、更に、靴や帽子や下着のシャツに関して、戦前よりも更に細かい規則まで定めた。規則制定の理由としては、これまで同様に外国との関係があげられる。1942 年 3 月 11 日に閣議でピブーン首相は次のように発言した。

私は秩序ある服装を着用することで、その人自身の価値を高め、国家の文化も高められると考えた。そこで、「仏暦 2483 年国民文化育成法」、「仏暦 2484 年タイ国民が従うべき文化規定勅語」、「タイ国民の服装に関するラッタニヨム」を公布した。それはタイ国民が秩序だった服装をし、外国人に軽蔑されないためであった。しかし、多くの人は、自分の楽だけを考え、国家の利害を考えず、まだこれらの服装規定に従おうとしない。男性は寝巻きのようなズボン（中国式のズボン）やサロンを着用し、女性は下着のシャツだけを身に着け、チョンカベーンや中国式のズボンを着用し、そのままの姿で人が集まる場所や公共の場所に現れている。そのような服装をすることは、外国人から、我々は生活レベルが低く、野蛮であると軽蔑されることに繋がる。国民がそのように軽蔑されれば、国家の名声は落ち、国家の利益を失いかねない。従って、「仏暦 2484 年タイ国民が従うべき文化規定勅語」に則った服装をしていない者が公共の場所に現れないよう、内務省は厳重に服装変更政策を実施して欲しい。服従しない者がいれば、警察に逮捕させ、国民文化育成法に基づいて罰を下し、以前のように（服装変更実施が）滞ることがないように実行してほしい [BKCR 15/1942]。

ピブーン首相が閣議で発言した後、3 月 17 日には宣伝局から「告示——国民の服装の秩序と家の清潔さを厳守すること」が公表された。また、3 月 21 日に発布された内務省令によって、無秩序な服装の人は、外国人からタイが「野蛮」だと軽蔑され、国家全体に損害を与える原因となるとして、逮捕されることになった。

このような国民の服装に対する政府の厳しさは、東南アジアに対する日本の侵攻と関連があると考えられる。日本軍による東南アジア侵略が進展するにつれ、タイ政府は国民の服装についての規制をより厳格にしていっていった。1942 年 1 月から、日本は「大東亜共栄圏」建設という政策を打ち出し、東南アジアに侵攻し、この地域の人々に日本語を勉強させるなどして日本文化の普及をはかった。タイも、日本から政治、軍隊、経済面のみならず、文化面においても協力を求められた。同年 9 月、日本外務省は、タイに対して「日タイ文化協定」を結ぶことを提案し、9 月 25 日には、この協定について検討すべく、特別閣議がタイにおいて開催された。内閣秘書のタウィは「日タイ文化協定」の草案と、「この草案に同意しても、タイを南アジア

〔現東南アジア〕の文化の中心とする我々の旧来の目的に影響がない」というタイ内務省の意見を閣僚らに読み聞かせた。協定を検討し始めてから3日目の9月28日に「仏暦2485年〔1942年〕国民文化法」が公布され、同法により、タイ人は国民文化法の履行が義務づけられた。その「国民文化法」とは、公的な場における服装、住居の清潔さ、国民性、礼儀など、国民生活の私的領域にかかわる規定を制定したものであった。

このようにタイ政府が文化の一部として服装を厳しく、かつ、早急に「改善」することに努めた理由は、タイ文化を日本軍に誇示するためであったことが次のピブーンの発言からも明らかである。ピブーンは11月25日の閣議において、議会に提出された「仏暦2485年〔1942年〕国民文化法、第2号」の罰則規定に対して賛成が得られなかった問題を議論する中で、罰則の必要性を次のように述べた。

議員は外国人も対象であることが分かっていない。（中略）我々は外国人にも適用する。平等氏¹²⁾がこれ〔日本語学校など〕を設立すること〔の危険性〕について、誰が彼ら〔議員〕に注意を喚起するのか〔BKRR 56/1942〕。

タイ政府は日本文化に抗するために、法律で文化を規制したといえるだろう。1943年1月2日、閣議でルワン・ウィットワータカーンは、「我々が文化を高いレベルに引きあげれば、彼ら（日本）は何もできない」〔BKRR 1/1943〕と発言している。

このように、日本軍進駐後、タイ政府は国民に整った服装をすることをより厳重に要求していった。これは、外国人、即ち日本人から軽蔑されぬようにという意図をもっていた。もし日本が、タイ文化はレベルが低いと判断すれば、日本文化を受け入れることを日本に強制される可能性があるとして、閣僚たちは不安を抱いていた。「タイ国領域通過協定」に調印し、「日タイ同盟条約」を結び日本の同盟国となったタイは、ビルマやシンガポールのように行政権を独占されることなく、「独立国」だったともいえるが、実際には政治、軍事、経済の面で日本の要求に従わなければならなかった。こうした状況下で、服装は、タイの国民文化水準が高いことを日本に示し、日本文化に抵抗していくための一つのシンボルとなり、その「改善」は、タイの「独立国」としての立場を守るためには不可欠とみなされたのであった。

む す び

本稿で扱ったピブーン政権期の服装変更政策について明らかになったこととして以下の点が挙げられる。

12) 原文ママ。平等通照はインドで仏教を学び、日本タイ文化研究所二代目所長〔Nipaporn 2002: 129〕。

ピブーン政権は、それまで男女の別なく着用していたチョンカベーンなどの服装や所属にかかわらず着用していた服装に対して、それらの多様性を不揃いだと考え、タイ社会の多様な服装を統一しようとした。そのために、1941 年にラッタニヨム 10 号を制定し、『世界共通服＝洋服』と『伝統的な服』の二つの形式を規定した。具体的には、男性には、ズボン、シャツ、女性にはスカート、シャツ、または、パートウン、そして、帽子と靴の着用も義務づけた。更に、形式だけではなく「着用概念」も規定した。これによって、社会階級、民族ではなく、服装を通じて、標準化された性別や職業、機会、空間概念やその区分が規定され、また浸透していった。現在に至るまで服装の形式は変化してきたが、現在の基礎となる「着用概念」が導入され、定着していったのはこのピブーン政権期であったと考えられる。

ピブーン政権が服装の形式と「着用概念」を変更した目的は、次の三点に要約できる。①周辺の国が植民地化されたのに対して、逆に 1939 年にタイは治外法権撤廃に成功し、「完全な独立国」になった。これを契機にピブーン政権は当時「文明」的だと思われた西洋の服装に合わせ、ズボンやスカートなどを着用することで、周辺の被植民地との更なる差異化をめざした。②ヨーロッパにおいて第二次世界大戦が激化し力を弱めたフランスに代わって、仏領インドシナを統治することを目指し、ラッタニヨム 10 号を制定し、西洋の服装と政府が決めた「伝統的服装」を着用することにより、タイ文化がヨーロッパの文化に比肩するものだと被植民地の人々に誇示した。③1940 年以降、物資不足にもかかわらず、服装規定を緩めず更に国民文化法などの政策を押し進めていったのは、強まる日本の圧力に抵抗するためであった。

「文明」および「伝統」の内実是不変ではなく、「文明」を誇示する相手は社会状況の変化に伴って西洋諸国、仏領インドシナの被植民地諸国、日本というように変化し、政策の強制の度合いも文明的服装の内容もまた変化した。服装は「文明国タイ」を誇示するものとして規定されたが、スワディーの想定した西洋化そのものが目的ではなく、標準化された「伝統的な服装」を改めて定義するなどの動きもみられた。他方、村嶋は文化政策において、大国化と日本軍の南進政策に対する抵抗の重要性を指摘したが、本稿で特に議論した服装政策からみても、その点は確認できる。ただし、村嶋は服装政策を失地回復の実現後、大国に相応しい文化を創り出すための手段として位置づけたが、本稿では、服装政策が失地回復の実現以前から、大国化の実現に向けて実施されてきたことも示した。

加えて、政府に提出された意見書と当時の新聞記事から、一部の国民は西洋式の服装に変更する政策に賛成していたということがみてとれる。彼らは、西洋式の服装を着用するのが西洋の真似で恥ずかしいことだとは思わず、時代に合った、経済的で、仕事にも適切なものとして着用の合理性を根拠に挙げた。

本稿はピブーン政権の服装変更政策が成功か失敗かという評価を下すことを目的とはしていないが、現在、時と場所に合わせた服の「着用概念」の浸透と洋服を着るタイ人の姿をみれ

ば、ピブーン政権こそがそうしたタイ国民を作り上げたといえるのではないだろうか。

引用文献

未公刊タイ語公文書史料

Banthuek Kanprachum Khana Ratthamontri (内閣会議議事録) [BKRR と略記]

National Archives of Thailand (タイ国立公文書館所蔵文書) [NA と略記]

NA. SR.0201.10/50 Nayok-ratthamontri klaw khamprasai kae prachachon lae suntorapot owat sanwingwon

NA. SR.0201.25/16 Khwamhen nai Pit Panyalak hai loek kan nungpa chongkaben

NA.SR.0201.25/18 Khwamhen khong nai Rakchat kho hai kharatchakan nung phapuen thi tho nai mueangthai thaenthi cha nung phamuang

NA.SR.0201.25/276 Khwamhen khong kharatchakan phuaknueng hai plianplaeng khruengtaengkai kharatchakan

NA.SR.0201.25/313 Khwamhen khong nai Wichit kantaengkai khong kharatchakan lae kansuksa khong prathet

NA.SR.0201.25/383 Phrapatumthewaphiban sadaeng khwamkithen rueang khruengtaengkai khong kharatchakan

NA.SR.0201.25/393 Nai Pradit Ui-udom hai yokroek bandasak plianrabiap ngoenduean phunoi lae hai loek nungpha

NA.SR.0201.25/401 Phraya Itsaraphakdi sadaeng khwamhen khuan kae praratchakhamnot khruengtaengkai kharatchakan ponlaruean

NA. ST.0701.29/1 Ratthaniyom—Wattthanatham—Sinlatham

NA. ST.0701.29/13 Panha rueang kantaengkai hai loek nung chongkaben kangkengpae

NA. ST.0701.29/15 Khwam samkhan nai kanbamrung wattthanatham khong chat

NA.SB.9.2.1 Vol.2 Nangsuephim warasan nittayasan chabap prathommaruek

その他

(1) タイ語文献

Nakharin Mektrairat. 2003. *Khwamkhit khwamru lae amnat kanmueang nai kanpatiwat Sayam 2475*. Bangkok: Fadiawkan.

Nipaporn Ratchatapattanakul. 2002. *Khwamsampan thang wattanatham rawang thai yipun po so 2475-2488*. M.A. Thesis, Thammasat University.

Plaek Phibulsongkram. 1941. Kham patisantan khong nayokrattamonti dae muan sati thai banda thi patibat tam kham wingwon rueang kan taengkai, *Khao Kosanakan* 4 (4): 1093-1094.

Samnak Nayok Ratthamontri. 1941. *Kantaengkai samai sang chat*. Bangkok: Thaipa nitchayakan. [SNR と略記]

Suwadi Thanaprasitphatthana. 1993. *Kantaengkai sattri kap hatthakam tho pha nai sangkhom thai samai rattanakosin*. Bangkok: Chulalongkorn University Press.

The Nation.

Wichitwong Na Phomphet. 1979. *Yon pai khang lang*. Bangkok: Pitthayakharn.

(2) 日本語文献

加納 寛. 1994. 「タイにおける「国家建設」期の服飾変化—1941年の女性服飾をめぐる同時代解釈」名古屋大学大学院文学研究科, 修士論文.

- 杉本星子. 2003. 「近代インドのファッション」小谷汪之編『現代南アジア⑤ 社会・文化・ジェンダー』東京大学出版会, 295-309.
- 村嶋英治. 2002. 「タイ国の立憲革命期における文化とナショナリズム」池端雪浦ほか編『岩波講座東南アジア史第7巻 植民地抵抗運動とナショナリズムの展開』岩波書店, 241-270.